様式第７号（第１２条関係）

※受理年月日	福岡県 中小経
※受理番号	-8.11.16
※備考	第 号

意見書

８商工第７４０号
令和８年１０月３０日

福岡県知事　様

久留米市長　原口　新五

令和８年７月３１日付、８中小経第７号－１０で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス御井店、
福岡県久留米市御井町２４２２－１ほか

２　大規模小売店舗立地法第８条第１項に基づく意見

(1) 駐車需要の充足等
特になし

(2) 騒音の発生に係る事項
・ 住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間における業者等搬入車両及び廃棄物収集車両の走行及び荷捌き、回収作業等については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。
・ 周辺住民等から苦情の申立てがあった場合には、適切に対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項等
・ 久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１２条の２により、金属性廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみ搬入できることとなっています。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の産業廃棄物が発生する場合は、クリーンセンターに搬入しないよう、お願いいたします。

(4) 街並みづくり等への配慮等
特になし

(5) その他
・ 計画地周辺の道水路において、埋設管等の設置や道水路を扱う工事等を行う場合には、

道路占用許可申請、道路工事施工承認申請および法定外公共物工事施工許可申請等の手続きが必要となります。事前に路政課（土木管理チーム）と協議し、工事着手までに必要書類を提出し、許可を得て施工して下さい。

- 土壌汚染に関して、一定の規模（3000 ㎡）以上の土地の形質の変更をする場合は、形質の変更に着手する日の三十日前までに土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届」を提出すること。
- その他、法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

別紙・要望事項

（環境部資源循環推進課）
久留米市では、平成１６年４月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底しリサイクルをお願いいたします。

資源循環推進課では、久留米市内で発生する食品ロスを削減するために、消費者が買ってすぐに食べるときは、棚の手前にある販売期限の近い商品や値引き商品を積極的に選ぶ購買行動「てまえどり」の普及・啓発を事業者と連携して実施しています。市が作成したポスター・POP・のぼり旗を売場に掲示することなどにより「てまえどり」の普及・啓発にご協力いただける店舗を募集しています。「てまえどり」推奨店の登録については資源循環推進課までご連絡いただくか、QRコードをご確認ください。⇒

（久留米市環境部資源循環推進課連絡先）
電話番号：0942-37-3342　FAX番号：0942-37-3344
MAIL：seigyou@city.kurume.lg.jp